

# 監查報告



## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「法人」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部統制推進室、総務部その他職員（以下、「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、予算の執行及び法人の活動の成果に鑑み、特に予実管理の状況を重点監査項目として設定し、経営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人本部において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類の調査を行うとともに労働大学校の業務の調査を行った。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成14年法律第169号）または他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、任意の会計監査を依頼している監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、当該監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、当該監査法人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のことと併せて、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
2. 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
4. 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
5. 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特段の意見はなし。

令和3年6月22日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

監事

東ヶ崎 将

監事（非常勤）

小林 伸行